

※別添仕様書は、仕様内容の主な部分を抜粋したものであり、入札にあたっては、別途配布している入札説明書等をご確認のうえ、必要な手続きを行っていただくようお願いします。

入札説明書等は電子調達システム (<https://www.p-portal.go.jp>) から入手可能です。

# 令和 8 年度名古屋農林総合庁舎ほか設備等管理業務仕様書

## 第 1 一般事項

### 1 契約書に定める事項

受注者は、契約書第 29 条第 3 項及び第 30 条第 1 項の通知は、別添の様式に記載の上、必要書類を添付し発注者に提出するものとする。

管理責任者は、電気設備、空調設備、給排水設備に関する管理の実務経験を 3 年以上有する者であることとし、使用人は、電気設備、空調設備、給排水設備に関する管理の実務経験を 1 年以上有する者であること。

また、管理責任者及び使用人は競争参加資格の証明書と同一の者とする。

### 2 仕様書の適用範囲

この仕様書は、名古屋農林総合庁舎、名古屋農林総合庁舎 2 号館及び東海農政局安田庁舎（以下「庁舎」という。）における次の業務に適用する。

- (1) 名古屋農林総合庁舎及び名古屋農林総合庁舎 2 号館  
環境衛生管理業務、設備管理業務、冷暖房装置運転業務
- (2) 東海農政局安田庁舎  
環境衛生管理業務、設備管理業務

### 3 業務の履行期間

業務の履行期間について、下記のとおり履行すること。

名古屋農林総合庁舎 令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日まで

名古屋農林総合庁舎 2 号館 令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日まで

東海農政局安田庁舎 令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日まで

### 4 業務の内容

契約の対象となる業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 環境衛生管理業務
- (2) 設備管理業務
- (3) 冷暖房装置運転業務

### 5 業務体制

(1) 本業務に従事する者は、健康状態が良好で作業を行うことに支障のない者でなければならない。

(2) 管理責任者は、正規雇用者（フルタイム、雇用期間の定めのない者）でなければならない。

### 6 業務の履行

(1) 発注者は、業務の方法について確認をし、必要のあるときは改善を命ずることができる。

(2) 発注者は、業務内容が仕様書に適合しない場合は、その業務の手直しを命じることができる。

### 7 再請負

契約書第 4 条に規定する「主たる部分」とは、上記 2 に掲げる業務に係る総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再請負

することはできない。

#### 8 疑義に対する協議

仕様書に明記がない場合、又は疑義を生じた場合及び現場の状況が著しく異なった場合で業務が正常に履行できない場合は、その都度協議する。

#### 9 官公署等の立入検査

庁舎に対し所轄官公署が行う関係法令に基づく諸設備の立入検査がある場合は、受注者は立ち会わなければならない。

#### 10 発生材の処理

業務の履行において、発生材が出たときは、所定の場所に引き渡す。引渡しを要しないウエス、廃油脂類、くず類は、全て庁舎外に搬出し適切に処理し報告する。

#### 11 安全管理・災害の防止

- (1) 業務の履行に当たっては、良好な環境の維持と諸整備の保全に努め、労働安全衛生規則その他の関係法令を遵守し、安全管理に万全を期するものとする。
- (2) 業務場所は常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行うなど事故の防止に努める。
- (3) 善良な管理者の注意をもってしても、なお災害又は公害の発生のおそれがある場合の処理についてはその都度協議する。

#### 12 臨機の処理

災害又は公害が発生したときは、速やかに適切な処理をとり、その経緯を報告するものとする。

#### 13 実施計画表

- (1) 業務の開始に先立ち、年間実施計画表を作成し、発注者の承諾を得るものとする。
- (2) 別契約による業務又は工事等により日程調整が必要な場合は、その都度協議する。

#### 14 業務用具又は材料

- (1) 本業務の履行に当たって必要となる一般用具、消耗品、計測機器、工具及び資機材は、設備機器に属する特定の部品及び工具類を除き受注者の負担とし業務目的に適合したものを使用する。  
また、特に機器の取扱いに当たってはその機器の機能を熟知すること。
- (2) 設備機械に付属する工具又は特別に貸与した工具備品等は、丁寧に扱うものとする。これら部品類は履行場所以外に持ち出してはならない。

#### 15 用水及び光熱の使用

業務に用いる上水、電気、ガスの使用については、必要最小限にとどめ、特に夜間の照明等は業務終了後直ちに消すように努める。

#### 16 器具類の保安

設備器具の保安管理において、異常が認められた場合、あるいは、その機能を維持するため修理又は特別の点検、精密検査が必要と判断した場合は、直ちにその内

容を発注者に報告する。

#### 17 庁中取締

- (1) 受注者は、使用人の教育指導に万全を期し、衛生及び勤務規律の維持に責任を負うものとし、発注者の庁舎内に入庁中は発注者の諸規則に従うものとする。
- (2) 受注者は、受注者の定める制服を使用人に着用させ、氏名を明示し、受注者の使用人であることを明確にするものとする。

#### 18 検査等の立会い

関係監督機関の検査又は調査があるときは、受注者はこれに立ち会わなければならない。

#### 19 日報等の作成

- (1) 受注者は、以下の書面をもって、業務の履行状況を速やかに発注者に報告するものとする。
  - ア 名古屋農林総合庁舎 別紙3「電気保守日誌」
  - イ 名古屋農林総合庁舎2号館 別紙4「電気日誌」、別紙5「機械日誌」
  - ウ 東海農政局安田庁舎 別紙6「設備点検報告書」
- (2) 発注者は、必要ある場合には受注者に対し契約業務の履行状況の報告を求めることができる。

#### 20 業務内容の引継ぎ

受注者は、業務における特に重要な事項（設備の操作、問題箇所等の取扱い等）について、前受注者より電気保守日誌等の関係書類及び現場研修等によりあらかじめ引継ぎを受けるものとする。

なお、前受注者となったときは、引継ぎに十分な誠意をもって協力し、後受注者が業務を円滑に遂行できるように努めなければならない。

### 第2 環境衛生管理業務

#### 1 環境衛生管理業務の内容

庁舎内において行う環境衛生管理業務は次のとおりとする。

- (1) 名古屋農林総合庁舎（令和8年5月31日まで）
  - ア 設備常駐管理業務
  - イ 空気環境測定 【年1回】
- (2) 名古屋農林総合庁舎2号館（令和8年12月31日まで）
  - ア 設備常駐管理業務
  - イ 空気環境測定 【年5回】
  - ウ 貯水槽清掃（受水槽、副受水槽、高架水槽） 【年1回】
  - エ 簡易専用水道検査 【年1回】
  - オ 排水槽清掃（雑排水槽、湧水槽） 【年1回】
  - カ ねずみ昆虫防除 【事務室：年1回】
  - キ 水質検査16項目 【年1回】
  - ク 水質検査消毒副生成物12項目 【年1回】
  - ケ 水質検査11項目 【年1回】
- (3) 東海農政局安田庁舎（令和8年12月31日まで）
  - ア 設備巡回管理業務
  - イ 空気環境測定 【年5回】

ウ	貯水槽清掃（受水槽、高架水槽）	【年1回】
エ	簡易専用水道検査	【年1回】
オ	ねずみ昆虫防除	【食堂、厨房、事務室：年1回】
カ	水質検査 16 項目	【年1回】
キ	水質検査消毒副生成物 12 項目	【年1回】
ク	水質検査 11 項目	【年1回】

## 2 関係法令の遵守

庁舎の環境衛生管理業務は「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」及び「人事院規則」に基づき行うものとする。

## 3 環境衛生管理技術者

業務の実施に当たり、環境衛生管理技術者を定め発注者に通知する。

環境衛生管理技術者は、当該庁舎の維持保全管理が環境衛生上適正に行われるよう年間の計画を立案し、空気環境測定、給水管理の実施とその結果について評価を行い、環境衛生管理上、対処が必要な場合にその詳細を説明する。

## 4 空気環境測定

測定の周期は、名古屋農林総合庁舎は年1回、名古屋農林総合庁舎2号館及び東海農政局安田庁舎は年5回とし、測定箇所・測定の対象は、別紙7「空気環境測定記録簿」のとおりとする。

## 5 給水管理

庁舎内において、常時安全かつ衛生的給水を行うため、貯水槽の清掃、簡易専用水道検査、水質検査を行う。

(1) 貯水槽の清掃は年1回行う。

清掃に当たっては、環境衛生管理技術者、厚生労働大臣の認定した者が立ち会うものとする。順序方法はあらかじめ発注者と協議する。

(2) 簡易専用水道検査は、水道法第34条の規定による地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の指定する者の検査を受けなければならない。

(3) 特に水槽清掃を終了した後、送水時に液面制御装置及び揚水ポンプ等の機能を点検し、手入れ調整する。

(4) 水質検査は、「建築物の衛生的環境の確保に関する法律」及び「水道法」の規定に基づくものとする。

## 6 排水管理（該当設備がない場合は除く。）

庁舎内において、常時安全かつ衛生的に排水を行うため、排水槽の清掃、排水ポンプの点検、水槽内の害虫駆除等を行う。

(1) 排水槽の清掃は年1回行う。清掃に当たっては、その順序方法をあらかじめ発注者と協議する。

(2) 排水槽の清掃時は、排水ポンプ、液面制御装置等の点検、機能試験等を行う。

(3) 配水管の漏水、亀裂又は腐蝕、異常の有無を常時点検する。

## 7 ねずみ昆虫防除

(1) 庁舎内に生息する害虫（ゴキブリ、蚊、ハエ、ダニ等）及びねずみ等の捕獲器等の器具を用いた生息調査を1回を行い、調査結果を書面で発注者に報告する。

(2) 害虫等の駆除は、上記の生息調査の結果で必要がある場合に実施し、作業の時

期、順序、方法はあらかじめ発注者と協議する。

- (3) 害虫の発生及び侵入の防止について、常時注意し、必要に応じ適切な措置を行う。

## 8 作業日時

受注者は作業日の2週間前までに発注者に申し出て、承諾を得ること。

## 第3 設備管理業務

### 1 設備管理業務の範囲

管理対象設備は、庁舎建築物の付属工作物のうち別紙1「設備管理業務を行う付属工作物」のとおりとする。

### 2 管理業務内容

庁舎内において行う諸設備の管理業務は次のとおりとする。ただし、電気設備のうち別途契約する電気設備管理業者が行う保安業務に係るものは除く。

なお、別途契約の電気設備管理業者が保安業務を行う場合には点検現場における試験、その他関連業務の実施の際には立会いをする。

#### (1) 名古屋農林総合庁舎及び名古屋農林総合庁舎2号館

##### ア 電気設備

- (ア) 受配電盤操作、記録監視作業
- (イ) 各階巡視点検
- (ウ) 各室照明灯交換作業
- (エ) その他弱電設備保守点検作業

##### イ 空気調和設備

- (ア) 空気調和制御盤の操作及び監視
- (イ) 機械室における各種機器の日常点検  
(運転時期以外においても十分監視し点検すること。)
- (ウ) 換気設備機器の点検、監視
- (エ) 換気設備機器に付属するエアークフィルターの点検及び洗浄

##### ウ 給排水衛生設備

- (ア) 給水設備の操作点検及び監視
- (イ) 排水設備の操作点検及び監視
- (ウ) 衛生器具設備の保守点検(付属設備を含む。)
- (エ) ガス設備の保守点検

##### エ その他

- (ア) 名古屋農林総合庁舎  
扇風機、ストーブ及び灯油の管理及び清掃
- (イ) 名古屋農林総合庁舎2号館  
建物内外の従物及び工作物等は、常に点検を行い、破損した箇所を発見したときは直ちにその状況を施設管理担当者へ報告すること。

#### (2) 東海農政局安田庁舎

庁舎内において行う諸設備に係る次の管理業務は週1回の巡回を行うものとする。

##### ア 電気設備

- (ア) 受変電設備の外観点検
- (イ) 照明器具の点灯状態の確認

## イ 空気調和設備

- (ア) 機械室における各種機器の点検
- (イ) 屋上における換気・給気設備機器の点検、監視
- (ウ) 換気設備機器に付属するエアフィルターの点検及び洗浄
- (エ) パッケージエアコンの点検及びフィルターの洗浄

## ウ 給排水衛生設備

- (ア) 給水設備の操作点検及び監視（機械室、屋上、屋外）
- (イ) 衛生器具設備の保守点検（付属設備を含む。）
- (ウ) ガス設備の保守点検

## 3 管理保全業務の方法

設備器具の点検又は保全のための諸作業は、「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」及び建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）により行うものとする。

## 4 設備管理業務の業務時間

### (1) 名古屋農林総合庁舎（令和8年5月31日まで）

業務時間は、土曜日、日曜日、祝日を除き、8時30分から17時30分までとする。ただし、上記の業務時間外において、非常警報の発報等、設備の異常が発生したときは、速やかに適切な対応を行うものとする。

なお、管理責任者は使用者の業務の履行状況を把握すること。

### (2) 名古屋農林総合庁舎2号館（令和8年12月31日まで）

業務時間は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の休日を除き、8時30分から17時30分まで（冷暖房運転期間中は冷暖房装置運転業務の時間）とする。ただし、上記の業務時間外において、非常警報の発報等、設備の異常が発生したときは、速やかに適切な対応を行うものとする。

なお、管理責任者は使用者の業務の履行状況を把握すること。

### (3) 東海農政局安田庁舎（令和8年12月31日まで）

業務時間は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の休日を除き、週1回の巡回を行うものとし、異常がないことの確認をもって業務終了とする。

## 第4 冷暖房装置運転業務

### 1 一般事項

#### (1) 運転、監視

運転、監視に当たっては、関連する機器類の制御を適切に行い、効率的な運転を行う。

#### (2) 運転操作

##### 名古屋農林総合庁舎2号館

##### (ア) 直だき吸収冷温水機設備の運転

性能及び規格に適した燃料及び補給材を用い、取扱説明書に従い適正に操作する。

また、運転の開始前若しくは運転終了直前又は運転中、巡視その他必要な状態監視を行う。

##### (イ) 空調機器及びダクト

空調機器は自動巻取形エアフィルターを手動により適宜清掃し、機能が低下しないよう点検する。空調機器の配管系統、ダクト系統について点検し、バルブ又はダンパーの開閉を適宜行う。

- (3) 操作及び管理する熱源及びその他の付属機器  
別紙2「操作及び管理する熱源及びその付属機器(冷暖房)」のとおりとする。
- (4) 運転、監視の記録  
運転保守の実施事項を記録し、発注者に提出する。
- (5) 臨機の措置  
災害発生に伴う重大な危険が認められる場合は、直ちに必要な措置を講じるものとする。
- (6) 機器等に異常が認められた場合の措置  
機器等に異常が認められた場合は、発注者に報告する。ただし、緊急を要する場合は、直ちに運転を中止する等の必要な措置を講じるものとする。
- (7) 資料等の整理、保管  
機器の取扱説明書、工具等の整理、保管を行う。
- (8) 電気室等の清掃  
電気室、機械室、ドライエリアの整理整頓及び掃き掃除程度の清掃を行う。
- (9) 障害等の排除  
設備の運転中、点検及び操作・使用上の障害となるものの有無を点検する。  
また、注意標識等の汚損、損傷等がなく見やすい状態で適正に取り付けられていることを確認する。

## 2 冷房及び暖房の自動運転期間

運転期間は以下のとおり。ただし、試運転又は発注者の判断により運転期間を変更する場合がある。

### (1) 冷房

令和8年7月から8月 7時30分から18時まで

令和8年9月から10月 8時から18時まで

## 3 冷暖房装置運転業務の業務時間

業務時間は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の休日を除き、8時から18時までとする。

## 第5 その他

受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に様式を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のみどりチェック実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実現した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～カの各項目について、一つ以上「実現した／努めた」にチェックを入れること。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

別紙 1

設備管理業務を行う付属工作物

I 名古屋農林総合庁舎

- 1 電気設備 (受電電力 375 KVA 3相3線式 60Hz)
  - 受変電設備 閉鎖配電盤 (屋内用) 8基  
動力制御盤 (壁掛形) 1面  
直流電源装置 (屋内キュービクル) 1式  
昭和56年7月設置 日新電機株式会社 製  
電圧 三相 6KV  
変圧器 3φ 75KVA 6.6KV/210V  
3φ 100KVA 6.6KV/210V  
H9 三菱 3φ 75KVA 6.6KV/210.105V  
H9 三菱 3φ 75KVA 6.6KV/210.105V
  - 動力用機器 各種モーター
  - 電灯用機器
  - 配線一式 (各階分電盤)
  - 弱電設備 時計、表示灯、火災報知器、拡声装置、IP電話設備
- 2 空気調和換気設備
  - 空調機 東洋製作所 8台  
その他パッケージエアコン
  - 換気用機器 屋上及び地階 ダクト一式  
空気清浄装置・空気送風・排風機器一式 (屋上)
  - 空気調和制御盤 温度調整他一式  
その他付属機器・配管一式
- 3 給排水衛生設備
  - 受水槽 ステンレス製 (屋外) 9.38m<sup>3</sup> 1台
  - 高架水槽 ステンレス製 12m<sup>3</sup> 1台
  - 揚水ポンプ 2台
  - 水道配管及び水栓 一式
  - 消防設備 消火栓 10箇所 ポンプ 1台  
水槽 60m<sup>3</sup> 高置水槽 1m<sup>3</sup>
  - 汚水槽 コンクリート製 25m<sup>3</sup>
  - 汚水ポンプ 水中ポンプ 2台
  - 衛生設備 衛生陶器、洗面器、便器、流し台 他
  - 配管 給排水管一式
- 4 ガス設備 (都市ガス) 配管及び機器 (湯沸器他)

## II 名古屋農林総合庁舎2号館

- 1 電気設備 (需要設備容量 650 KVA 受電電圧 6,600 V 60 Hz)
- 受変電設備 閉鎖配電盤 8基  
動力制御盤 4面  
直流電源装置 (屋内キュービクル) 1式  
変圧器 3φ 150 KVA 2台  
          3φ 75 KVA 1台  
          1φ 75 KVA 1台  
スコット 20 KVA 1台
- 動力用機器 各種モーター  
電灯用機器  
配線一式  
弱電設備 時計、表示灯、火災報知器、拡声装置他  
非常用予備発電装置 (75 KVA 220 V)
- 2 空気調和換気設備
- 冷温水発生器 川重冷熱工業株式会社 GLB-200H  
冷凍能力 608 kW  
暖房能力 743 kW
- 冷却塔 空研工業株式会社 SKB-175GS  
冷却能力 1,106 kW
- 空調機 東洋製作所 (自動巻取形エアフィルター付) 2基  
換気用機器 屋上及び地階 ダクト一式  
空気調和制御盤 温度調整他一式  
その他付属機器、配管一式
- 3 給排水衛生設備
- 受水槽 ステンレス製 30トン  
副受水槽 FRP製 1トン  
高架水槽 FRP製 8トン  
揚水ポンプ 2台  
水道配管及び水栓 一式
- 消防設備 消火栓 1箇所 ポンプ 1台  
雑排水槽 コンクリート製 2.3トン ポンプ 2台  
湧水槽 コンクリート製 2.3トン ポンプ 2台  
衛生設備 衛生陶器、洗面器、便器、流し台 他  
配管 給排水管一式
- 4 ガス設備 (都市ガス) 配管及び機器 (湯沸器他)

### Ⅲ 東海農政局安田庁舎

#### 1 空気調和換気設備

冷温水発生器	矢崎CH-MG100型	1基
	冷凍能力 352kW	
ポンプ類	2台	
冷却塔	矢崎CT-M100KESD	1台
	冷却能力 638kW	
空調機	昭和鉄工(株)	2台
パッケージエアコン	13台(1階物品庫、2階情報調整室2台、愛知県拠点事務室3台、東会議室、3階食堂、統計部長室、4階北会議室、附属屋1階調製室2台、附属屋2階調製室1台)	
換気設備	換気用送風機	11台(5階物品庫及び塔屋内)

#### 2 給排水衛生設備

受水槽	ステンレス製(屋外)	15トン	1台
高架水槽	ステンレス製	3トン	1台
揚水ポンプ	1台		
水道配管及び水栓	一式		
消防設備	消火栓	5箇所	ポンプ 1台
	水槽	6m <sup>3</sup>	
衛生設備	衛生陶器、洗面器、便器、流し台 他		
配管	給排水管一式		

#### 3 ガス設備 (都市ガス) 配管及び機器(湯沸器、ガスコンロ、シャワー室)

別紙 2

操作及び管理する熱源及びその付属機器（冷暖房）

I 名古屋農林総合庁舎

1	配管機器	その他付属配管							一式
2	空調総合監視	各階事務室温度湿度検出器（8台）、温度検出器（15台） 外気測温機器（1台）							
	制御盤一式	排煙濃度計							一式
3	風道	ダクト、ダンパー、吹出口（ユニバーサルレジスタ・ アネモ（地階、1階））							一式
4	空気調和機器	各階空調機械室	製造者	（株）東洋製作所					
		床置形エアハンドリングユニット立型							
	地階	ACU-1	風量	9090m <sup>3</sup> /h	200V	3.7kW	3相	4P	1基
	一階	ACU-2	〃	16440m <sup>3</sup> /h	200V	5.5kW	3相	4P	1基
	二階	ACU-3	〃	12620m <sup>3</sup> /h					1基
		ACU-4	〃	14770m <sup>3</sup> /h					1基
	三階	ACU-5	〃	13450m <sup>3</sup> /h					1基
		ACU-6	〃	14480m <sup>3</sup> /h					1基
	四階	ACU-7	〃	19030m <sup>3</sup> /h	200V	7.5kW	3相	4P	1基
		ACU-8	〃	14510m <sup>3</sup> /h	200V	5.5kW	3相	4P	1基

5 点検整備

ア 設備機器は作業により汚損又は損傷しないよう取扱い、隣接する建築物、工作物に汚損しないよう適切な方法で養生する。

イ 設備機器の点検整備に要する消耗品、工具類は受注者の負担で備え、業務に支障のないようにする。

ウ 設備機器の点検及び整備は、業務に支障のないようにそれぞれの機械器具、配管類に応じ1週間又は毎日において、振動、異音、外傷、変形、変色、結露、亀裂、腐蝕、漏れ、ゆるみ、脱落、著しい汚損等を点検するとともに、清掃及び洗浄による除去を行い、増締め、パッキング取替え及び機能点検並びに、計器による測定、試運転、その他部品交換、潤滑油等の補給を行う。

なお、支障のない限り応急措置を行い、機械の運転、空気調和の維持に支障のないようにする。

## II 名古屋農林総合庁舎 2号館

1	直 だ き 吸 収	形式：二重効用（液管式又は煙管式）	燃料：都市ガス（13A）						
	冷 温 水 機	冷凍能力：608,000kcal/h	加熱能力：743,000kcal/h					2基	
2	冷 却 塔	形式：開放式（内部配管形）	超低騒音タイプ（二重効用吸収式用）					2基	
		冷却能力：1,106kw							
3	冷却水ポンプ	形式：渦巻ポンプ	吸込口径：125mm	循環水量：2,890/min				2台	
4	冷温水ポンプ	形式：渦巻ポンプ	吸込口径：125mm	循環水量：1,740/min				2台	
	〃	形式：渦巻ポンプ	吸込口径：100mm	循環水量：1,240/min				3台	
5	膨 張 水 槽	容量：500L							
6	配 管 機 器	ヘッダー、その他付属配管							一式
7	空調総合監視	各階事務室温度湿度計（8台）、外気測温計（1台）							
	制 御 盤 一 式	排煙濃度計							一式
8	風 道	ダクト、ダンパー、吹出口（ユニバーサルレジスタ・							
		アネモ（地階、1階）							一式
9	空気調和機器	地階機械室	製造者（株）東洋製作所						
		床置形エアハンドリングユニット横形							
		A-305BH	21,180CMH×76mmAp	3相φ	200V	15kW		1基	
		A-575BH	35,530CMH×93mmAp	3相φ	200V	30kW		1基	
		自動巻取形エアフィルター横形							
		AF-1(NHM-280DLT)						1基	
		AF-2(NHC-380DLT)						1基	

### 10 点検整備

ア 設備機器は作業により汚損又は損傷しないよう取扱い、隣接する建築物、工作物に汚損しないよう適切な方法で養生する。

イ 設備機器の点検整備に要する消耗品、工具類は受注者の負担で備え、業務に支障のないようにする。

ウ 設備機器の点検及び整備は、業務に支障のないようにそれぞれの機械器具、配管類に応じ1週間又は毎日において、振動、異音、外傷、変形、変色、結露、亀裂、腐蝕、漏れ、ゆるみ、脱落、著しい汚損等を点検するとともに、清掃及び洗浄による除去を行い、増締め、パッキング取替え及び機能点検並びに、計器による測定、試運転、その他部品交換、潤滑油等の補給を行う。

なお、支障のない限り応急措置を行い、機械の運転、空気調和の維持に支障のないようにする。

別添

令和 年 月 日

東海農政局長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

令和8年度名古屋農林総合庁舎ほか設備等管理業務 管理責任者等名簿

		氏 名	生年月日	住 所	資 格 等
1	管理責任者				
2	使用人				
3	使用人				
4					
5					
6					
7					

実務経験を証明する書類の写しを添付すること。

管理責任者等を変更する場合は、その都度、本名簿を提出すること。

本様式の項目が全て記載されている場合は、任意の様式による提出も可とする。

# 電 気 保 守 日 誌

名古屋農林総合庁舎

令和 年 月 日 ( ) 天候

															室長	課長補佐	主任監督職員	監督職員											
キュービクル	高 圧 受 電 盤							低 圧 配 電 盤							区分	室内 温度	動力		電 灯		作成者氏名								
	受変電設備	引 込 盤			受 電 盤			主 幹 盤			動 力 盤			電 灯 盤			3φ 75KW	3φ 100KW	100K W	100K W									
	時間	KV	KW	COS	R	S	T	冷凍機	動力	電灯	NO1		NO2									NO1		NO2					
								A	A	A	V	A	V	A			V	A	V	A									
	9AM							--																					
17PM							--																						
記事							取引積算 電力計							時間	前日17:00検針値	17:00~9:00	9:00~17:00	蓄電池		動力盤		電灯盤							
														指針 x10				直流電圧	直流電流	NO1	NO2	NO1	NO2						
														使用量KWH	*****														
														最大需要値	*****							電 力 使 用 量							
点検	外気処理ファン	トイレ排気ファン	湯沸器排気	1F火災感知装置	各階消防設備	湯沸器水漏れ	各階ガス漏れ感知器	屋上ドレン	1F貯水槽	屋上高架水槽	本日電力量		KWH																
											前日迄累計		KWH																
											月間累計		KWH																
検針	揚水ポンプ	揚水ポンプ	汚水ポンプ	汚水ポンプ	厨房排気ファン	空調機及び空調機室内設備					2号館空調設備		本日の最大需要電力量		KW														
	NO1	NO2	NO1	NO2		B1	1階	2階	3階	4階	PH	冷却塔	冷温水発生機	現在のテ・マント・値		KW													
														本日の平均電力量		KWH													
(凡例) ○=問題なし、△=問題あり、▲手当て必要、×危険即使用中止、⇒◎手当て完了、復旧												負 荷 率		%															
各区積算計	電力使用量	自販機	NTTドコモ					ガス使用量	上水使用量																				
	本日指針							本日指数																					
	前日指針							全日指数																					
	本日分使用量							本日分使用量																					
	前日累計							前日累計																					
本日累計							本日累計																						
(記事)																													

監督職員	監督職員	作成者氏名

令和 年 月 日 曜 天候

項目 時間	取引用積算電力計読		ガスメーター (14:00)					水道メーター(14:00)				
	指示	KWH (×10)	本日指示	前日指示	使用量	累計	月累計	本日指示	前日指示	使用量	累計	月累計
0時												
7時半			主メーター									
8時			名古屋消費セク									
9時			土地改/局									
10時			名肥飼料									
11時			冷温水発生器 (18:00)			空調機系補給水(大)		空調機系補給水(小)				
12時			電力積算×10	左側 m <sup>3</sup>	右側 m <sup>3</sup>	本日指示		本日指示				
13時			本日指示			前日指示		前日指示				
14時			前日指示			本日使用量		本日使用量				
15時			本日使用量			前日累計		前日累計				
16時			前日累計			月 累 計		月 累 計				
17時			月 累 計									
18時												
本日最大												
平均電力												
負荷率												
本日合計												
1月累計												
当月累計												

電力積算メーター (14:00)														
±2F①セ1セ2(×10)   1	±3F セ3   2	±A×1セA (No. 90553)   3	±A セA (No. 37558)   4	±2F② 2Fコンビュター   5										
本日指示	本日指示	本日指示	本日指示	本日指示										
前日指示	前日指示	前日指示	前日指示	前日指示										
本日使用量	本日使用量	本日使用量	本日使用量	本日使用量										
前日累計	前日累計	前日累計	前日累計	前日累計										
月 累 計	月 累 計	月 累 計	月 累 計	月 累 計										
消1F①キ1 (No. 90263)   6	消1F②キ1 (No. 90219)   7	消1F③ キ   8	消A 共A   9	消1F④ 消費者セ事務所1F   10										
本日指示	本日指示	本日指示	本日指示	本日指示										
前日指示	前日指示	前日指示	前日指示	前日指示										
本日使用量	本日使用量	本日使用量	本日使用量	本日使用量										
前日累計	前日累計	前日累計	前日累計	前日累計										
月 累 計	月 累 計	月 累 計	月 累 計	月 累 計										
消費者セク技術3F   11	消費者セクPL-3S6   12	消費者セクPL-3S7(L)   13	消費者セクPL-3S7(P)   14	ボンベ庫照明回路   15										
本日指示	本日指示	本日指示	本日指示	本日指示										
前日指示	前日指示	前日指示	前日指示	前日指示										
本日使用量	本日使用量	本日使用量	本日使用量	本日使用量										
前日累計	前日累計	前日累計	前日累計	前日累計										
月 累 計	月 累 計	月 累 計	月 累 計	月 累 計										
肥1F①ヒ1 (No. 90622)   16	肥1F②ヒ1 (No. 90554)   17	肥A ヒA   18	肥2 ヒ2   19	肥3 ヒ3   20										
本日指示	本日指示	本日指示	本日指示	本日指示										
前日指示	前日指示	前日指示	前日指示	前日指示										
本日使用量	本日使用量	本日使用量	本日使用量	本日使用量										
前日累計	前日累計	前日累計	前日累計	前日累計										
月 累 計	月 累 計	月 累 計	月 累 計	月 累 計										
局1F セ1   21	2F自販機   22	自販機内訳 (KOSHIN)	自販機内訳 (SUNTORY)											
本日指示	本日指示	本日指示	本日指示											
前日指示	前日指示	前日指示	前日指示											
本日使用量	本日使用量	本日使用量	本日使用量											
前日累計	前日累計	前日累計	前日累計											
月 累 計	月 累 計	月 累 計	月 累 計											



# 設備点検報告書

(東海農政局安田庁舎)

課長	監督職員	点検者

点検日 令和 年 月 日( )

点検箇所及び名称	電流値 (A)	圧力 (Mpa)	点検内容	点検項目	点検結果 (※)	特記事項	
非常灯	/	/	外観点検	外傷			
ガスコンロ	/	/	外観点検	外傷・異臭			
給湯器	/	/	外観点検	外傷・異臭			
照明器具	/	/	外観点検	外傷			
給排水設備	/	/	外観点検	外傷・変形・亀裂・腐食・漏れ			
機械室	エア・ハンドリングAC-1	/	外観点検	振動・異音・外傷・変形			
	エア・ハンドリングAC-2	/	外観点検	振動・異音・外傷・変形			
	冷温水循環ポンプ	/	外観点検	振動・異音・外傷・変形			
	冷却塔ファン	/	外観点検	振動・異音・外傷・変形			
	冷却水ポンプPCD-1	/	外観点検	振動・異音・外傷・変形			
	機械室排気	/	外観点検	振動・異音・外傷・変形			
	機械室給気	/	外観点検	振動・異音・外傷・変形			
	ガス吸収冷温水機	/	外観点検	振動・異音・外傷・変形			
	揚水ポンプ	/	外観点検	振動・異音・外傷・変形			
	消火栓ポンプ	/	外観点検	振動・外傷・変形			
	機械室温度	/	/	/	/		
	加湿器(気化式)	/	/	外観点検	汚れ・損傷等		
ドレンパン	/	/	外観点検	汚れ・さび・腐食等			
屋上	図書室西会議室系統排気	/	外観点検	振動・異音・外傷・変形			
	薬品庫排気	/	外観点検	振動・異音・外傷・変形			
	3F検定室排気	/	外観点検	振動・異音・外傷・変形			
	4F大会議室排気	/	外観点検	振動・異音・外傷・変形			
	2・3F電信室系統排気	/	外観点検	振動・異音・外傷・変形			
	所長室系統排気	/	外観点検	振動・異音・外傷・変形			
	トランプチャンバー室排気	/	外観点検	振動・異音・外傷・変形			
	給湯室排気	/	外観点検	振動・異音・外傷・変形			
	便所給気	/	外観点検	振動・異音・外傷・変形			
	給湯室給気	/	外観点検	振動・異音・外傷・変形			
	2・3F電信室系統給気	/	外観点検	振動・異音・外傷・変形			
	高架タンク	/	外観点検	外傷・変形・亀裂・腐食・漏れ・緩み			
消火用充水タンク	/	外観点検	外傷・変形・亀裂・腐食・漏れ・緩み				
発電機・燃料タンク	/	外観点検	漏れ・残量・外傷				
受変電設備	/	外観点検	振動・異音				
屋外	冷却塔	/	外観点検	外傷・変形・亀裂・腐食・漏れ・緩み			
	室外機	/	外観点検	異音・外傷・変形・腐食			
	受水タンク	/	外観点検	外傷・変形・亀裂・腐食・漏れ・緩み			
	消火タンク	/	外観点検	外傷・変形・亀裂・腐食・漏れ・緩み			

※【凡例】 ○:問題なし、△:問題あり、▲:手当必要、×:危険即使用中止、⇒◎:手当完了・復旧、—:該当なし

残留塩素(mg/l)	検体採取場所	色	濁り	臭い	味
	1階 給湯室	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

その他特記事項

空気環境測定記録簿

建名 業 物称	名古屋農林総合庁舎			
測定日		天 候		測定者

測定項目		温度	湿度	気流	二酸化炭素		一酸化炭素		浮遊粉じん量		居室人員	窓開放ストーブ等使用の有無	備考
基準		18~28℃	40~70%	0.5m/sec以下	1,000PPM以下		6PPM以下		0.15mg/m <sup>3</sup> 以下				
測定場所	測定時刻	測定値	測定値	測定値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	人		
外 気													
R階 屋上出入口													
4F 農地政策推進課													
4F 農地整備課													
3F 水利整備課													
3F 生産振興課													
2F 総務課													
2F 畜水産安全管理課													
1F 電話交換室													
1F 輸出促進課													
BF 食堂													
測定機器名及び検知官の名称													

(校正年月日 )

空気環境測定記録簿

建名 築物称	名古屋農林総合庁舎2号館			
測定日		天候		測定者

測定項目	温度		湿度		気流		二酸化炭素		一酸化炭素		浮遊粉じん量		居室人員	窓解放 ストーブ等 使用有無	備考
	基準	18~28℃	40~70%		0.5m/sec以下		1.000PPM以下		6PPM以下		0.15mg/m <sup>3</sup> 以下				
測定場所	測定時刻	測定値	湿球	湿度	測定値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値		
外気															
R階 出入口															
4F 消費安全技術センター 事務室															
4F 消費安全技術センター 総合分析室															
3F 消費安全技術センター 事務室															
3F 土地改良技術事務所 研修室															
2F 土地改良技術事務所 事務室															
1F 消費安全技術センター 事務室															
1F 業務管理課事務室															
1F 守衛室															
鑑定機器名及び検知音の名称													(校正年月日)		

空気環境測定記録簿

建名 築 物称	東海農政局安田庁舎			
測 定 日		天 候		測 定 者

測定項目		温度	湿度	気流	二酸化炭素		一酸化炭素		浮遊粉じん量		居室人員 人	窓開放ストーブ等使用の有無	備考
基準		18~28℃	40~70%	0.5m/sec以下	1,000PPM以下		6PPM以下		0.15mg/m <sup>3</sup> 以下				
測定場所	測定時刻	測定値	測定値	測定値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値			
外 気													
4F 消費・安全チーム (事務室)													
3F 統計部 (南事務室)													
3F 統計部 (北事務室)													
2F 愛知県拠点事務室													
1F 玄関ホール													
1F 木曾調事務室													
1F 北側出入口													
測定機器名及び検知官の名称									(較正年月日 )				

## みどりチェック実施状況報告書

事業名	
事業者名	
担当者・連絡先	

以下のア～カの取組について、実施状況を報告します。

## ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由

（ ）

## イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明の消灯やエンジン停止に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由

（ ）

## ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・臭気が発生する可能性がある機械・設備（食品残さの処理や堆肥製造等）を使用する場合、周辺環境に影響を与えないよう定期的に点検を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・臭気や害虫発生の原因となる生ごみの削減や、適切な廃棄などに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・食品保管を行う等の場合、清潔な環境を維持するため、定期的に清掃を行うことに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由

（ ）

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から紙などの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由  
（ ）

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・近隣の生物種に影響を与えるような、水質汚濁が発生しないよう努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・近隣の生物種に影響を与えるような、大気汚染が発生しないよう努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・施工にあたり使用する機械や車両について、排気ガスの規制に関連する法令等に適合したものを使用する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由  
（ ）

カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・「環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシート解説書－民間事業者・自治体等編－」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由  
（ ）